

第1章 運営計画の概要

1 計画策定の目的・趣旨

札幌市では年々少子高齢化が進み、超高齢社会が進展していくことに伴い、今後は団塊の世代をはじめとした多くの方が寿命を迎える見込みであることから、多死社会¹が訪れることが避けられない状況です。こうした社会状況の変化により、火葬場が混雑して何時間も待たされるようになったり、墓の管理を行う跡継ぎが不在となり、墓が管理されないまま放置されたりするなど、火葬場や墓に関する問題が深刻になっていくことが懸念されます。

これらのことから、札幌市では、令和2年(2020年)3月に、火葬場や墓地の問題に対応した施設の整備や運営を実現するための将来を見据えた取組を進めるとともに、火葬場や墓地などに関する問題を市民の皆さんに知ってもらい、生前のうちから葬送²について自分事として考え、行動するきっかけとしてもらうために、「札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定しました。

本計画は、基本構想で掲げるビジョン(将来の目指す姿)「**みんなが尊厳ある葬送を実現できるまち～葬送に不安なく、安心して暮らし続けるために～**」を実現するため、基本構想に基づく取組を具体化したものです。



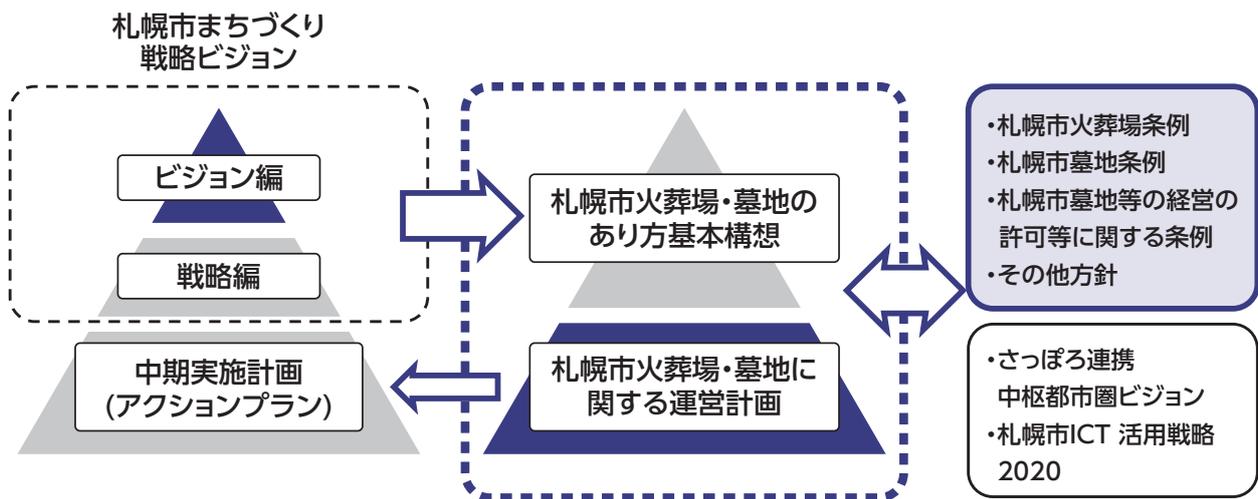
1 【多死社会】高齢者が多くなった後に訪れると予測される社会のことで、基本構想及び本計画では、「高齢化が進んで死亡者数が非常に多くなった社会」を表している。

2 【葬送】一般的には「亡くなった方と最期のお別れをして、火葬場や墓地などへ送り出すこと」を指すが、基本構想及び本計画では、「人が亡くなってから葬儀と火葬を行い、遺骨を納めた墓や納骨堂などの管理をしていく一連の行為」という広い範囲を表している。

2 計画の位置付け

本計画は、札幌市の最上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性を踏まえた保健福祉分野の個別計画の一つとして、関係条例や他分野の計画等とも整合を図りながら定めています(図1-1)。

【図1-1 本計画の位置付け】

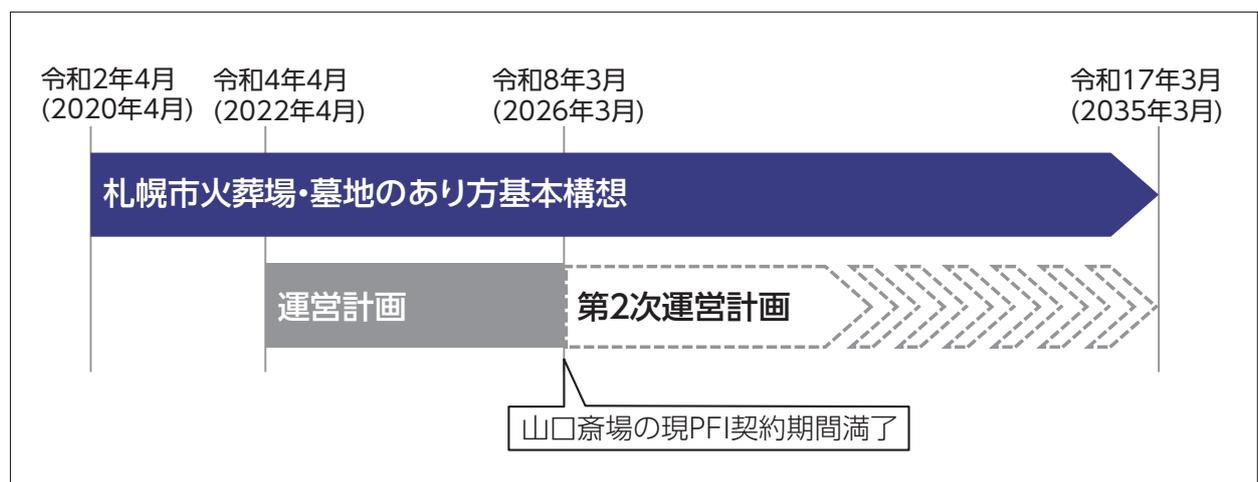


3 計画の対象期間

基本構想は対象期間を令和2年度(2020年度)から令和16年度(2034年度)の15年間としています。

本計画は、基本構想に基づく第1次計画として、令和4年(2022年)4月から山口斎場のPFI期間が満了となる令和8年(2026年)3月までを対象期間とします。令和8年(2026年)4月以降の取組に関しては、第2次運営計画を策定する予定です(図1-2)。

【図1-2 運営計画の対象期間】



4 基本構想と運営計画について

基本構想では葬送に関して札幌市が目指すべきビジョン、それを受けた施策分野ごとの基本目標と、施策の方向性を決めました。

本計画では、基本構想を受けて、施策分野ごとの「現状と問題点(第2章)」を再整理し、それを踏まえて検討した「分野別の取組(第3章)」を示しています(図1-3)。

【図1-3 基本構想と運営計画の関連性】

